

「人材と競争政策に関する検討会」報告書に対する意見

本報告書は、「個人として働く者」の獲得をめぐって、「発注者」間で行われる競争等について、独占禁止法上の考え方を整理したものであるが、「個人として働く者」とは、「フリーランス」と呼ばれる人がその代表であるとしつつも、「フリーランス」の定義もないまま何故か唐突にスポーツ選手、芸能人をも含む幅広い職種を念頭に検討を行ったとされている。

しかしながら、プロダクションと専属契約を結ぶ芸能人について言えば、本報告書の考え方そのものに以下のような重大な疑義があると言わざるを得ない。

1 まず第一に、本報告書においては、プロダクションを芸能人に対する発注者であると理解したうえで芸能人とプロダクションとの間の専属契約はあたかも発注者とフリーランスの間の業務委託契約と同視できるかのような前提での議論が行われているが、このような前提は誤りである。すなわち、芸能人にとっての発注者は、放送局、映画会社等のエンターテインメントビジネスを行う企業であり、プロダクションは、芸能人の側に立って、これらの発注者との間で役務提供のための契約を行うものであって、専属契約により、芸能人に業務を発注しているものではない。むしろ、プロダクションが芸能人に対し、マネジメント業務や役務提供のための包括的業務を提供しているのである。

また、芸能人は、自らの才能を発揮して、芸術活動を行うものであるが、プロダクションは、芸能人が芸術活動を行うための最適な機会を提供する事業を行っているのであり、芸能人に対し、指揮命令をしているわけでもない。

このように、プロダクションと芸能人は、それぞれの提供する役割を緊密に結び合わせながら、芸術性の高い作品を世に出したり、エンタテインメントの成果物を広く国民に提供している。

したがって、芸能人とプロダクションの間の専属契約について、発注者とフリーランスとの間の役務提供契約と同列に論じることは、全く正確性に欠けている。

2 第二に、このようにプロダクションと芸能人が互いに協力し、その成果物を絶え間なく世に送り出すことができるのは、プロダクションと芸能人との間に専属契約が結ばれているからこそである。発注者である放送局、映画会社、CM スポンサー等の企業も、このような専属契約があるからこそ、プロダクションとの間で安心してエンタテインメントビジネスに関する契約を締結することができるのである。

そもそも、フリーランスとは、「特定の企業や団体に専属しない人」をいう。しかし、芸能業界のみならず、プロスポーツ業界もまた、プロダクションやチーム・リーグとの「専属」性を前提にそのビジネスが成立しているのである。このような芸能・スポーツの分野とフリーランスとを同列に論ずることは、到底容認しがたいところである。

3 さらに、本報告書には、別紙3として、ヒアリング及びウェブアンケート結果が添付されているが、その中には、事実に基づかない一方的な見解があたかも事実であるかのように表現されていたり、仮に事実であったとしても、ごく少数の特殊な事例にすぎないと思われるものが、あたかも一般的なものであるかのように表現されており、報告書に接する者に誤解をあたえかねない内容となっている。同別紙には、「独占禁止法上の評価をしたものではない」との説明が付されているものの上記のような内容を含んでいることからすると、真実とは限らない旨の留保等をつけないまま、同別紙を公表したことは誠に不適切である。

貴委員会は、公平を期すために、プロダクション業務についての正確な情報を発信していくべきである。

以上